平成２４年（フ）第２０３０号
福岡県春日市春日６丁目67番地１
破産者　水摩　純二
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７９０号
福岡市東区多の津５丁目48番32号
破産者　吉原　博之
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８２８号
福岡市東区西戸崎１丁目９番15号
破産者　木戸スミコ（旧姓國武）
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４３０号
福岡県春日市松ヶ丘４丁目73番地２、住民票上の住所福岡県春日市下白水南７丁目45番地
破産者　村上枝美子
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５２８号
福岡県大野城市東大利３丁目10番１―301号　リバーサイドシブタ
破産者　大嶋　真澄（旧姓西村）
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５３１号
熊本県天草市牛深町2708番地２
破産者　嶋崎　俊也
１　決定年月日　平成25年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９１３号
福岡県糟屋郡志免町別府北１丁目21番７号　コーポＴ＆Ｉ201号
破産者　江崎　祐司
１　決定年月日　平成25年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３８号
鹿児島県鹿児島市喜入一倉町5322番地３
破産者　野﨑　秀範
１　決定年月日　平成25年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３６２号
札幌市西区西野２条５丁目７番８号
破産者　三村　秀人
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３２２号
札幌市西区発寒16条４丁目５番７号　フェリシティ発寒207号
破産者　小松田久子
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４８９号
札幌市東区北18条東４丁目４番５―101号
破産者　大牧　一則
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３０５号
仙台市若林区かすみ町３番30―305号
破産者　大関　正利
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３３４号
仙台市泉区将監１丁目16番５号　パワーハウス101、従前の住所宮城県黒川郡富谷町明石台５丁目35番地17
破産者　舘脇　洋子
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３３７号
仙台市宮城野区新田１丁目20番22号　レジデンスいずみ102
破産者　阿久津　幸（旧姓壹岐・鈴木）
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２６７号
埼玉県三郷市さつき平２丁目４番２―1103号
破産者　木内　敏明
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２７９号
相模原市中央区小山３丁目29番９号　302
破産者　伊藤　豊太
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５８２号
川崎市川崎区京町１丁目２番12―307号　川崎京町センチュリー21、開始決定時の住所相模原市中央区横山３丁目33番７号
破産者　塩澤　泰宣
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２３３号
神奈川県座間市明王７番地の５　コーポ田中201号
破産者　藤井久美子（旧姓高橋）
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部